

医療保険各法該当者用

指 定 訪 問 看 護 事 業
重 要 事 項 説 明 書

当事業所は高齢者の医療の確保に関する法律第78条第1項の規定による指定訪問看護事業者の指定及び健康保険法第44条ノ4第1項の規定による指定訪問看護事業者の指定を受けています。

(訪問看護ステーションコード 1690048)

指定訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

目 次

1 事業者	1
2 ご利用の事業所	1
3 事業の目的	1
4 運営方針	1
5 職員の配置状況	1
6 営業日・営業時間・事業の実施地域	2
7 提供するサービスと利用者負担額	2
8 秘密の保持	3
9 苦情等の申立先	3
別紙 サービス利用料金	4

中 新 川 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン

1. 事業者

法人名 中新川広域行政事務組合
住所 富山県中新川郡舟橋村国重242番地（〒930-0288）
電話 TEL 076-464-1316 FAX 076-463-3199
代表者名 中新川広域行政事務組合 管理者 渡辺 光
法人種別 広域行政事務組合

2. ご利用の事業所

名称 中新川訪問看護ステーション
所在地 富山県中新川郡上市町法音寺51番地（〒930-0353）
電話 TEL 076-472-5703 FAX 076-472-5701
事業管理者 中新川訪問看護ステーション 管理者 山田 裕美子

＜サテライト事業所＞

名称 中新川訪問看護ステーション立山サテライト
所在地 富山県中新川郡立山町前沢1169番地（〒930-0221）
電話 TEL 076-463-0616 FAX 076-463-0968

3. 事業の目的

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく指定訪問看護事業、健康保険法に基づく指定訪問看護事業の提供を行ないます。また、介護保険法の規定に基づく指定訪問看護事業も行っています。

4. 運営方針

- 要介護者等の心身の状況を踏まえて、全体的な日常生活動作維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
- 事業の実施にあたっては、中新川広域行政事務組合、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、サービスの提供に努めます。
- 看護師の質向上を図り、業務体制を整備するため、研修機会の確保に努めます。
- 事業に従事する職員の清潔の保持、及び良好な健康状態の保持、並びにステーションの設備、備品等の衛生的な管理に努めます。
- 事業に従事し、又は従事した者は、正当な理由がなくその業務上知り得た要介護者等の秘密を他に漏らしません。

5. 職員の配置状況

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	員数	区分	職務内容
管理者	1	常勤	従事者の管理、利用申込みの調整、実施状況の把握、 その他の管理を一元的に行ないます。
看護師		常勤 非常勤	訪問看護計画書、及び訪問看護報告書を作成するとともに指定訪問看護の提供にあたります。
理学療法士		非常勤	リハビリテーションを中心とした訪問看護の提供にあたります。

6. 営業日、営業時間、事業の実施地域

営業日	月曜日～金曜日 (祝祭日・12月29日～翌年の1月3日は除く)
営業時間	営業日の午前8時30分～午後5時15分
実施地域	中新川区域（上市町、立山町、舟橋村）

事情がある場合は、休日や営業時間外などであっても状態により指定訪問看護の提供を行ないますので、ご相談ください。

7. 提供するサービスと利用者負担額

- 当事業所では、利用者ご家庭に訪問しサービスを提供します。
- 当事業所が提供するサービスについては、利用者負担金がかかります。利用者負担金は、高齢者医療受給対象の有無、加入する健康保険等により異なります。
- 指定訪問看護の提供開始に際しては、主治医の文書による指示に従います。
- 当事業所は主治医に対し、訪問看護計画書、及び訪問看護報告書を提出します。

1) 保険の給付の対象となるサービス

（以下のサービスについては、利用料金の一定割合が保険から給付されます。）

＜サービスの概要＞

- | | |
|------------------|------------------|
| ①病状・障害の観察 | ②清拭・洗髪等による清潔の保持 |
| ③食事・及び排泄等日常生活の世話 | ④褥瘡の予防・処置 |
| ⑤リハビリテーション | ⑥ターミナルケア |
| ⑦認知症患者の看護 | ⑧療養生活や介護方法の相談・助言 |
| ⑨カテーテル等の管理 | ⑩主治医の指示による医療処置 |

＜サービス利用者負担額＞

別紙参照

＜その他＞

*利用者負担額のお支払い方法

請求書はサービス提供月毎に計算し、翌月に発行いたします。

〈口座振替での場合〉

請求書発行月の月末に口座より自動引き落としとなります。領収書は引き落とし確認後にご持参いたします。

〈現金支払いの場合〉

請求書発行月の月末までに訪問した看護師にお支払いください。現金と引き換えに領収書をお渡しします。

*利用の中止・変更・追加

利用予定日の前にご利用者の都合により、訪問看護サービスの利用を中止、変更、新たなサービスの利用を追加する事ができます。この場合はサービス実施日の前日までにお聞かせ下さい。看護師等の稼動状況により、利用者の希望する期間にサービス提供ができない場合には、他の利用可能な日時を利用者に提示して協議します。

* サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご利用者の体調等の理由で、予定されていたサービスの実施ができない場合は、サービス内容の変更を行ないます。

* 緊急時等における対応方法

看護師等は、指定訪問看護の提供中に利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨機応急の手当てを行なうとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行ないます。また、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告いたします。

* 事故発生時における対応方法

指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、中新川広域行政事務組合管理者、利用者の家族、その利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行なうと共に、必要な措置を講じます。(指定訪問看護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償を含む)

8. 秘密の保持

事業に従事し、又は従事した者は、サービス提供を行なううえで知り得た利用者及びそのご家族に関する秘密を、正当な理由なく、他の事業者及び第三者に漏らしません。但し、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査、および他のサービス事業者、施設、病院、薬局等との連携のために利用者の個人情報を用いることがあります。

9. 苦情等の申立先

- 当事業において提供した指定訪問看護に対する利用者等からの苦情に対しては、迅速かつ適切に対応いたします。

当事業所に対する苦情の受付窓口

中新川訪問看護ステーション管理者 山田 裕美子
電話 076-472-5703 FAX 076-472-5701

- 次の行政機関、その他苦情受付機関に直接申し出ることもできます。

機関名	連絡先
中新川広域行政事務組合介護保険課	所在地 930-0288 中新川郡舟橋村国重242番地 電話 076-464-1316 FAX 076-463-3199 受付時間 8時30分～17時15分
富山県国民健康保険団体連合会	所在地 930-8538 富山市下野字豆田995番地の3 電話 076-431-9833 FAX 076-431-9834 受付時間 8時30分～17時15分

<医療訪問看護サービス利用者負担額>

令和6年6月1日より

訪問看護を利用する方	主治医が訪問看護の必要性を認めた方			
	①介護保険の対象でない（非該当）方			
	②介護保険や被保険者のうち、厚生労働大臣が特に定めた疾病や病状の方			
基本療養費		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
	訪問看護基本療養費 I *週3日まで	555円	1,110円	1,665円
	*週4日目以降	655円	1,310円	1,965円
	管理療養費 1 *月の初日	767円	1,534円	2,301円
	*2日目以降	300円	600円	900円
	ベースアップ評価料 I	78円	156円	234円
	複数名訪問加算	450円	900円	1,350円
	退院時共同指導加算	800円	1,600円	2,400円
	24時間対応体制加算イ *同意を得て必要時 緊急訪問を行う場合	680円／月	1,360円／月	2,040円／月
	緊急時訪問看護加算 *利用者、その家族等の 緊急の求めに応じて主治 医より指示を受け計画外 の訪問を行う場合	月14日目まで 265円／日 月15日以降 200円／日	月14日目まで 530円／日 月15日以降 400円／日	月14日目まで 795円／日 月15日以降 600円／日
特別管理加算	特別管理加算 1 *気管カニューレ・ 留置カテーテル使用し ている方	500円／月	1,000円／月	1,500円／月
	特別管理加算 2 *その他の計画的に 特別な管理を必要と する方	250円／月	500円／月	750円／月
	特別管理対象者で90分 以上の利用／回	300円	600円	900円
	機能強化型訪問看護 管理療養費 1	1,253円／月	2,506円／月	3,759円／月
	ターミナルケア療養費	2,500円	5,000円	7,500円
	長時間訪問看護加算	520円	1,040円	1,560円
	在宅患者連携指導加算	300円	600円	900円
	在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	200円	400円	600円
	難病等複数回訪問加算 2回目以降	450円 800円	900円 1,600円	1,350円 2,400円

加算	早朝・夜間加算 (6~8時・18~22時)	210円	420円	630円
	深夜加算 (22~6時)	420円	840円	1,260円
	退院支援指導加算	600円	1,200円	1,800円
加算	訪問看護情報提供費	150円	300円	450円

同意の確認	緊急時訪問看護加算を	同意する	同意しない
	24時間対応体制加算を	同意する	同意しない
	特別管理加算を	同意する	同意しない
	複数名訪問看護加算を	同意する	同意しない

その他の利用料

区分	定義	利用料金
休日利用料金	規則で定める休業日における1回の手数料	800円
長時間利用料金	1回の訪問看護時間が90分を超える場合の手数料 (特別管理加算・特別指示を受けていない利用者)	30分までごとに700円
交通費	中新川区域外に居住する利用者への訪問看護の場合で、1回 (1往復)あたりの交通費	1km 40円

<備考>超過料金に30分未満の端数があるときは、これを30分として計算する。

- ③24時間対応体制及び特別管理等の状況にある場合、利用者やその家族等に説明、同意を得てサービスを提供し、24時間対応体制加算・特別管理加算等を算定します。
- ④同時に複数の看護師により訪問看護を行う場合、利用者その家族に説明、同意を得て訪問を行い複数名訪問看護加算が算定されます。
- ⑤機能強化型訪問看護管理療養費1は平成30年4月1日より算定開始となります。
- ⑥緊急時、特別管理加算の内容については別紙1をご参照ください

訪問看護サービスの利用料金変更にあたり説明をいたしました。

年　　月　　日
管理者　山田　裕美子
説明者

訪問看護サービスの利用料金の説明を受け、同意しました

利用者・代理人

本書面（指定訪問看護事業重要事項説明書）に基づき重要事項と緊急訪問
・特別管理・複数名加算の説明をいたしました。

年 月 日

富山県中新川郡上市町法音寺51番地
中新川訪問看護ステーション

説明者

管理者 山田 裕美子

上記の説明を受け、了承しました。

利 用 者
住 所

氏 名

代 理 人
住 所
氏 名
(続柄)

(別紙1)

24時間連絡対応体制加算及び特別管理等加算同意書

(医療保険での利用者)

中新川訪問看護ステーション

中新川訪問看護ステーションは利用者またはその家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合24時間常時連絡できる体制にあって、緊急時訪問看護を必要に応じて行う体制を整備しています。この事より、訪問看護において24時間緊急対応体制・緊急時訪問看護加算及び特別管理の状態にある利用者様は、下記のとおり、訪問看護利用料金が加算されます。(利用者負担額は使用する医療保険により異なります)

何卒ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

24時間対応体制加算 利用者、家族等から電話等で看護に関する意見を求められた場合に常時緊急に対応できる体制(営業日以外の訪問の場合も含まれます)

緊急時訪問看護加算 利用者やその家族等の緊急等の求めに応じて主治医が訪問看護ステーションに対して行った指示を受けて計画外の訪問看護を行う場合、また主治医の属する診療所が他の医療機関と連携して24時間の往診体制、及び連絡体制を構築し、主治医が対応していない夜間等においては連絡先の保険医療機関の医師の指示により緊急に指定訪問看護に対応できる体制

特別管理加算 次のいずれかに該当する状態で、特別な管理を必要とする場合

- 1 • 在宅の悪性腫瘍患者
 - 気管切開患者等の指導管理料を受けている状態にある者
 - 気管カニューレを使用している状態にある者
 - 留置カテーテルを使用している状態にある者
- 2 • 在宅自己腹膜灌流指導管理 • 在宅血液透析指導管理
 - 在宅酸素療法指導管理
 - 在宅成分栄養経管栄養法指導管理
 - 在宅自己導尿指導管理
 - 在宅人工呼吸指導管理
 - 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
 - 在宅自己疼痛管理指導管理
 - 在宅肺高血圧症患者指導管理
 - 人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある利用者
 - 真皮を超える褥瘡の状態にある者
 - 在宅患者訪問点滴注射管理指導を算定している利用者

ターミナルケア療養費

死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを実施した利用者。ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した利用者